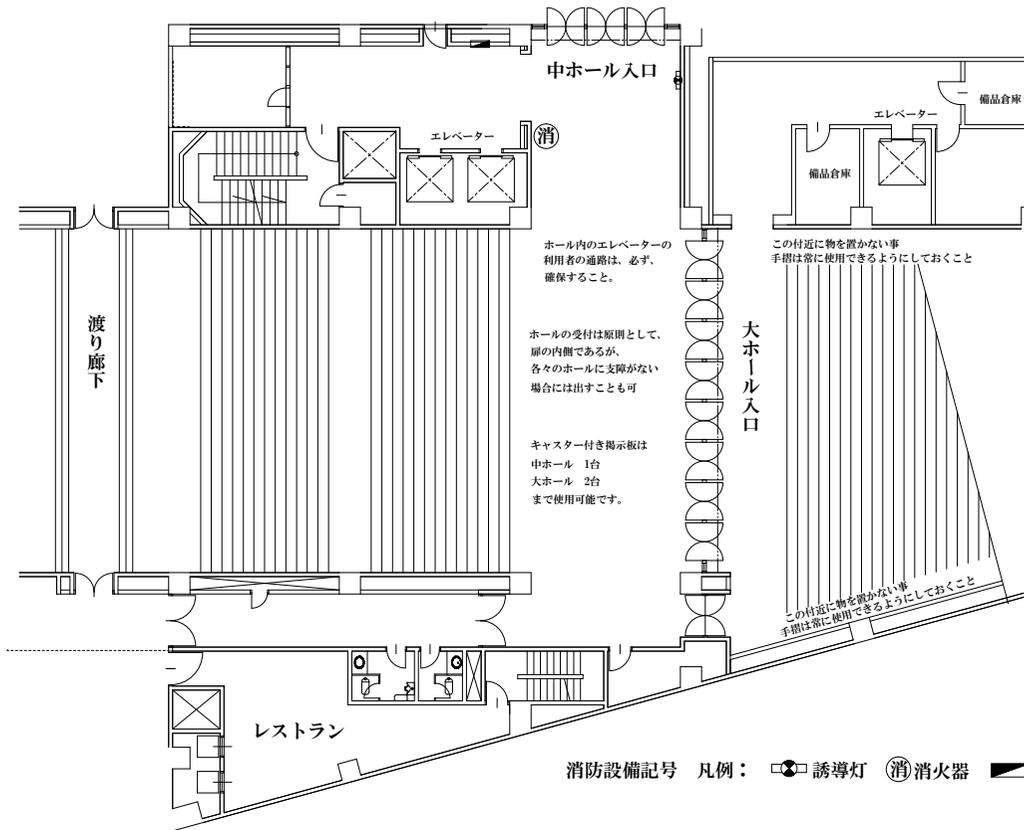


## 2F グランド階段



### 〔受付・案内所等の設置場所〕

会館の使用者は、受付案内所、物品販売所、案内板及び展示所等、(以下、受付案内所等という)を設置したい場合には次によりこの図面で指定された場所の範囲内で設置場所及び使用目的を明示し、承認を得てください。また使用にあたっては、会館職員の指示に従ってください。

### 注意！ 〔避難誘導路の確保〕

災害等における避難誘導路を確保する必要から、避難上、障害になるものを設置及び放置することはできません。また、誘導灯、消火栓などの消防設備機器の妨げになるものを、設置及び放置することはできません。

### 〔電気機器等の使用について〕

受付・展示・物販等で照明機器及びその他の電気機器を使用する際は事前に協議の上、担当の会館職員の指示のもと設置及び使用すること。

(各々の判断でコンセント等を使用せず、指示のあった場所より使用し、配線のとりまわし等も来館者の移動の妨げにならないように設置または養生等を行うこと)